



住宅再建支援制度の
あらまし

▶ **住宅の再建(新築、補修など)** 被災者向けに支援メニューを準備し、その周知を図っています。また、再建方法などについての意向調査を実施し、ニーズに即した支援を検討します。

No.	事業内容	令和6年度3月	令和7年度												令和8年度以降			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	【仮設住宅等(公営住宅・建設型応急仮設住宅・賃貸型仮設住宅)の提供】 ☎住宅管理課(☎内線324)	公営住宅 建設型応急仮設住宅 賃貸型仮設住宅	受付	→											※入居期限:入居から2年間			
			入居	→											※入居期限:令和9年5月			
			受付	※受付終了時期未定	→											※入居期限:入居から2年間		
2	【被災住宅等補修補助金】 被災した住宅などの補修費用の補助 ☎住宅管理課(☎内線322)		申請受付	→														
			住宅などの修理	→														
3	【被災者住宅再建支援事業】 県産材の使用量に応じた住宅再建費用の補助 ☎住宅管理課(☎内線322)					申請受付	→											
						住宅再建	→											
4	【浄化槽設置整備事業】 住宅再建時の合併処理浄化槽の整備費用の補助 ☎下水道課(☎内線201)					申請受付	→											
						浄化槽整備	→											
5	【被災者生活再建支援金の支給】 住宅被害が半壊以下の世帯に対する支援金の支給 ☎地域福祉課(☎内線185)		申請受付	→														
			生活再建支援金支給	→														
6	【災害援護資金の貸付】 住宅などの被災者に対する生活再建資金の融資 ☎地域福祉課(☎内線139)					申請受付	→											
						災害援護資金貸付	→											※貸付期限:貸付からおおむね10年間

▶ **被災者、児童生徒などへの心のケア** 被災者の不安や孤立を防ぐため、建設型応急仮設住宅の供与が終了するまでの間、見守り活動や相談体制の強化を図るとともに、スクールカウンセラーによる児童生徒の様子の把握やカウンセリングなどを実施しています。

No.	事業内容	令和6年度3月	令和7年度												令和8年度以降			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
7	【被災者見守り・相談支援等事業】 支援員が仮設住宅などの被災者の孤立防止や困りごとへの対応 ☎地域福祉課(☎内線139)					被災者見守り・相談支援など												
8	【被災児童生徒就学等支援事業】 住宅が被災した世帯または家計が急変した世帯に対する学校給食費や学用品費などの費用の援助 ☎学校教育課(☎内線292)		申請受付	→											※以後、随時受付			
			随時審査	受給決定	→													
						第1期支給	→											第2期支給
																	第3期支給	

▶ **テレビ共同受信施設の本復旧への支援** 被災したテレビ共同受信施設については、仮復旧により当面の視聴が可能となっていますが、地上デジタル放送の安定的な視聴環境の確保を図るため、地元関係者および施設管理事業者などと連携しながら、本復旧に向けた支援を実施します。

No.	事業内容	令和6年度3月	令和7年度												令和8年度以降			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
9	【林野火災被災テレビ共同受信施設等本復旧支援事業】 テレビ共同受信施設などの本復旧費用の補助 ☎港湾振興課(内119)																	
																		申請受付、補助事業実施

暮らしの再建

▶ **災害廃棄物処理事業** 暮らしの再建やなりわい再生を円滑に進めるため、被災した住宅などの災害廃棄物の収集・処理を令和7年12月末の完了を目標に実施しています。
☎市民環境課(☎内線126)

区分	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公費解体申請受付	期間終了後も随時受付		→									
公費解体実施決定通知	審査後、対象者へ送付		→									
現地立会(事前)	着手前の確認		→									
災害廃棄物分別作業(現地)	→											アスベストを含む廃棄物は仮置場を利用せず現地で分別を継続(随時実施)
収集運搬・処理作業												
災害廃棄物収集運搬(現地→処分場)	→											コンクリート殻およびアスベストを含む廃棄物は、仮置場を利用せず直接処分場へ
災害廃棄物収集運搬(現地→仮置場)	→											コンクリート殻およびアスベストを含む廃棄物を除く
解体作業(解体を必要とする建物のみ)	→											
現地立会(完了)	→											現地立会が済んだ箇所から(完了通知後)住宅、倉庫などの再建が可能
仮置場での分別作業と搬出												
仮置場の選定および確保	→											
仮置場整備	→											
災害廃棄物分別作業	→											コンクリート殻およびアスベストを含む廃棄物を除く
災害廃棄物搬出(仮置場→処分場)	→											分別処理後、処分場へ
仮置場撤去	→											



被災家屋等の公費解体



支援団体による応急仮設住宅談話室の設置